

東京都学校安全教育研究会 会則

第1章 総則

第1条（名称） 本会は、東京都学校安全教育研究会（略称 都安研）と称する。

第2条（組織） 本会は、東京都の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び本会の目的に賛同する教育関係者を会員とする。

第3条（事務局） 事務局は、会長の指定する学校に置く。

第2章 目的及び事業

第4条（目的） 本会は、学校安全教育の充実振興を期するために調査、研究並びに普及推進を図ることを目的とする。

第5条（事業） 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 区市町村の研究会並びに上部団体・関係機関との連絡及び協力。
- 2 研究促進のための都大会、研修会等の開催。
- 3 機関誌、研究資料等の作成配布。
- 4 その他、第4条（目的）を達成するために必要な事業。

第3章 役員並びに任務

第6条（役員） 本会に次の役員を置く。

- 1 会長1名、副会長若干名
会計2名、会計監査2名とする。
- 2 会長、会計及び会計監査については理事会において選出する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 理事は、区市町村単位に校種別を考慮して選出する。
- 5 幹事は、区市町村単位に校種別を考慮して選出する。
但し、区市町村によっては、理事が幹事を兼任できるものとする。
- 6 その他、第4条（目的）を達成するために必要な事業における役員を選出する。

第7条（会長・副会長の任務）

- 1 会長は、会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

第8条（理事の任務）

理事は、理事会を組織し、会に関する事項について審議する。

第9条（幹事の任務）

幹事は、会の活動に参加し、各区市町村の連絡事務を行う。

第10条（会計の任務）

会計は、会の会計を処理する。

第11条（会計監査の任務）

会計監事は、会の会計を監査し、理事会に報告する。

第12条（役員任期）

- 1 役員任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第13条（顧問）

- 1 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4章 会議

第14条（理事会）

- 1 理事会は、会長が招集し、会に関する重要事項について審議し、決定する。
- 2 理事会は、会長、副会長、会計、理事及び幹事をもって構成し、原則として年1回以上開催する。

第5章 特別委員会

第15条（特別委員会）

- 1 本会の事業を推進するために、必要に応じて特別委員会を置くことができる。
- 2 特別委員会は、会長が委嘱する。

第6章 事務局

第16条（事務局）

本会の事務を行うために事務局を置く。

第17条（事務局・事務局員）

- 1 事務局に事務局長1名、事務局次長または事務局員若干名を置く。
- 2 事務局長、事務局次長及び事務局員は会長が委嘱し理事会に報告する。
- 3 事務局長、事務局次長及び事務局員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第7章 会計

- 第18条（会計）
- 1 本会の経費は、区市町村単位の分担金をもって充てる。
 - 2 分担金は、区市町村単位の校種別を考慮して1校（園）につき年額1,000円とする。

第19条（予算・決定）

予算及び決算は、理事会の承認を受けるものとする。

第20条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

第8章 特別加入

第21条（特別加入）

本会の目的に賛同し、加入を希望する全国的または東京都的な教育研究団体は、理事会の承認を得て加入することができる。この団体の代表者は会長の承認を得て理事会に出席することができる。

第9章 会則改正

第22条（会則改正）

この会則の改正は理事会において承認を受けるものとする。

- 1 この会則は、昭和52年4月1日より施行する。
- 2 この会則は、平成18年4月1日より施行する。
- 3 この会則は、令和6年6月24日より施行する。
- 4 必要に応じて細則を設けることができる。